

第2回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和4年8月10日(水) 9時30分～11時35分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

(1) 金額審議について

(2) その他

5 議事概要

(1) 労働者側から

- ・ 第1回専門部会で提示した引上げ額41円の主張については、今回、目安額30円に福岡県との最低賃金額格差是正のための7円を加えた37円に変更し、歩み寄りたい。
- ・ 労働者側としては、リビングウエイジの980円の到達を目標としているものの、その通過点として、近県との格差の話が出てくる。そのため、今年はず、福岡県との格差是正を優先に考えている。
- ・ 福岡、広島にはさまれている状況について、賃上げで底上げをし、山口を支えていきたい。

との主張がされた。

(2) 使用者側から

- ・ 現時点では、前回主張した引上げ額17円から変更は考えていない。
使用者側としては、法に基づく原則、山口県における資料も事務局から提示されており、これらを踏まえた額の提案を行っている。
- ・ 公益委員から「直近の物価上昇分を引上げ額に考慮できないか」との提案があったが、最近の急激な物価上昇は、春闘の賃上げ率1.96%に反映されていないのは承知しており、ただ、どのような数値を基にその物価上昇分を考慮すべきかが不明である。

- ・ 次回専門部会までに、主張している引上げ額17円に対し、山口市の物価上昇分の数値を加えた金額を改めて検討することとしたい。

との主張がされた。

(3) 具体的な金額は、次回以降の継続審議となった。